

平成 26 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 26-12-1)

施策名	芸術文化の振興
施策の概要	優れた芸術文化への支援、新進芸術家の人材育成、子供の芸術文化体験活動、地域における芸術文化活動の推進等を通じて、我が国の芸術文化活動水準の向上を図るとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を整備する。

達成目標 1	我が国の芸術家や芸術団体による、優れた芸術文化活動が活発に行われるような環境を醸成する。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	21 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	28 年度
① 我が国の主要芸術団体における自主公演数	3,100 件	3,100 件	3,438 件	3,935 件	3,800 件	(集計中)	3,419 件
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	基準値	実績値					目標値
	22 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	28 年度
② 文化庁メディア芸術祭への応募数 (参考値：海外からの応募数)	2,645 件	2,592 件 (673 件)	2,645 件 (694 件)	2,714 件 (956 件)	3,503 件 (1,502 件)	4,347 件 (2,347 件)	3,160 件
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	基準値	実績値					目標値
	22 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	毎年度
③ 日本国内の映画の公開本数における日本映画の占める割合	57.0%	58.8%	57.0%	55.2%	56.4%	52.9%	50%以上の維持
年度ごとの目標値	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	—
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	22 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	毎年度
④ トップレベルの舞台芸術創造事業における採択団体数及び採択事業数	—	—	—	年間事業支援型 48 団体 事業単位支援型 204 事業	年間事業支援型 13 団体 事業単位支援型 285 事業	年間事業支援型 22 団体 事業単位支援型 225 事業	年間事業支援型 27 団体以上 事業単位支援型 190 事業以上
年度ごとの目標値	—	—	—	年間事業支援型 27 団体以上 事業単位支援型 190 事業以上	年間事業支援型 27 団体以上 事業単位支援型 190 事業以上	年間事業支援型 27 団体以上 事業単位支援型 190 事業以上	—
	基準値	実績値					目標値
	22 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	28 年度
⑤ 映画製作への支援件数	60 件	35 件	60 件	49 件	45 件	48 件	43 件

年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
----------	--	---	---	---	---	---	--

【目標・指標の設定根拠等】

○文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成23年2月8日閣議決定）

六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

【重点的に取り組むべき施策】

◆文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう、事業収支が支援額に影響しない仕組みなど、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する。

（トップレベルの舞台芸術創造事業）



達成目標2	我が国の芸術文化の将来を担う、世界に通用する優れた新進芸術家等を輩出する。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度
① 新進芸術家海外研修制度により研修した者で、国内外で活躍している者の輩出	酒井健治（音楽：作曲、2012 エリザベート王妃国際音楽コンクール作曲部門グランプリ/H16年度）、荻原麻未（音楽：ピアノ、2010年ジュネーブ国際コンクール優勝 H21年度）、長田佳代子（舞台美術 2011年伊藤蕪湖賞本賞/H21年度）、田中功起（美術：現代美術、第55回ヴェネツィア・ビエンナーレ国際美術展（2013年）日本館の展示で特別表彰を受賞/H20年度）						
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度
② 新進芸術家海外研修制度における応募者数	510人	472人	510人	424人	406人	313人	430人以上
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

【目標・指標の設定根拠等】

○文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 23 年 2 月 8 日閣議決定）

六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

重点戦略 2：文化芸術を創造し、支える人材の充実

【重点的に取り組むべき施策】

◆新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなど、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。

（新進芸術家海外研修制度）

達成目標 3	子供たちが優れた芸術文化に触れることにより、豊かな感性や創造性を育む。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	22 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	28 年度
① 子供たちが優れた舞台芸術を鑑賞・体験することにより「舞台芸術への関心を高めることができた」と回答した学校の割合	97.7%	88.7%	97.7%	97.2%	95.4%	94.3%	90%以上
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	22 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	28 年度
② 学校等における公演数	1,582 公演	1,344 公演	1,582 公演	1,610 公演	1,533 公演	1,587 公演	一流の文化芸術に触れる機会を義務教育期間中に 2 回実施
③ 学校への芸術家派遣か所数	1,301 か所	1,602 か所	1,301 か所	1,832 か所	1,973 か所	2,660 か所	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

【目標・指標の設定根拠等】

○経済財政運営と改革の基本方針について（25 年 6 月 14 日閣議決定）

3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化

（1）教育再生の推進と文化・スポーツの振興

（文化芸術・スポーツの振興）

文化芸術立国を目指し、国として、（略）文化芸術の担い手の育成と子供の文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興する（略）。

○教育振興基本計画（25 年 6 月 14 日閣議決定）

I 四つの基本的方向性に基づく方策

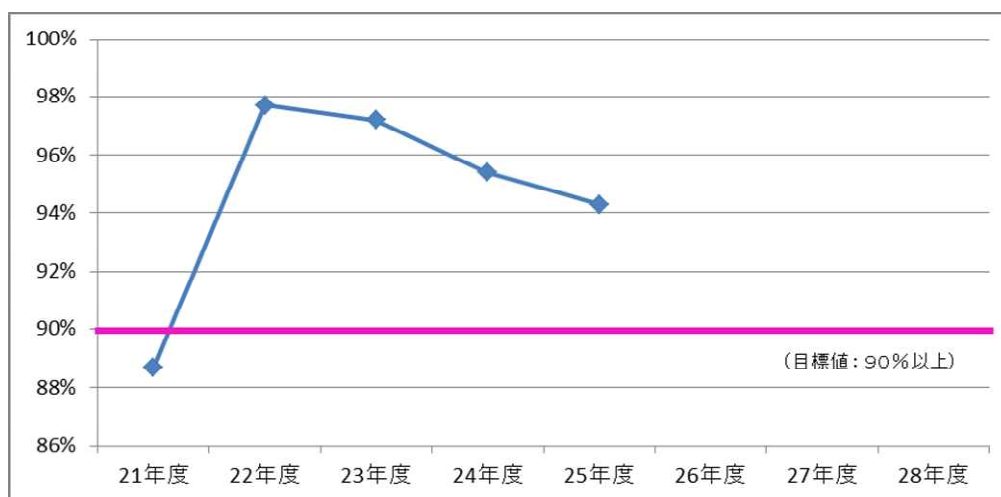
1. 社会を生き抜く力の養成

基本施策 2 豊かな心の育成

2-6 伝統・文化等に関する教育の推進

（略）小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体との連携・協力を図りつつ子供たちが一流の文化芸術に触れる機会の提供を推進する（略）

【グラフ:成果指標① 子供たちが優れた舞台芸術を鑑賞・体験することにより「舞台芸術への関心を高めることができた」と回答した学校の割合】



達成目標 4	地域の住民が質の高い芸術文化活動に触れられる環境を形成する。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度
① 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業(H25から「劇場・音楽堂等活性化事業」)採択施設における平均入場率	75%	—	75%	75%	74%	集計中 (27年1月予定)	80%
年度ごとの目標値	/	—	—	76%	77%	78%	/
	基準値	実績値					目標値
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度
② イニシアチブ事業の実施地方公共団体の人口に対する事業への参加人数(のべ人数)の割合	—	—	—	—	15%	5%	1%
年度ごとの目標値	/	—	—	—	1%	1%	/
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度
③ 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業(H25から「劇場・音楽堂等活性化事業」)における採択施設数	92件	—	92件	81件	71件	107件	74件
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/
④ イニシアチブ事業の採択事業数	—	—	—	—	89件	139件	89件
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/
参考指標	基準値	実績値					目標値

	22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
① イニシアチブ事業の実施後も継続して地域における活発な芸術文化活動が行われるよう、文化振興条例の制定・検証、文化振興プラン等の策定が行われる。							
※文化振興条例等は、地方公共団体内で十分な議論を経て制定されるものであり、目標設定になじむものではないが、事業の効果を計る参考として、実績を調査・把握する。	—	—	—	—	1件	25件	—
※件数は地方公共団体を示す。							

【目標・指標の設定根拠等】

○文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成23年2月8日閣議決定）

六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

【重点的に取り組むべき施策】

◆地域の核となる文化芸術拠点において、優れた文化芸術が創造され、国内外に発信されるよう、その活動への支援を充実する。

（劇場・音楽堂等活性化事業）

○文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成23年2月8日閣議決定）

六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

重点戦略5：文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

【重点的に取り組むべき施策】

◆文化芸術創造都市の取組など新たな創造拠点の形成を支援するとともに、各地域における芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。

（地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ）

【グラフ：成果指標① 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業採択施設における平均入場率】

※平成25年度実績（劇場・音楽堂等活性化事業）は調査中（集計結果は27年1月頃）。



達成手段

(事業・税制措置・諸会議等)

(単位：百万円)

名称 (開始年度)	予算額計 (執行額)		当初 予算額	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
	24年度	25年度	26年度				
文化功労者年金の支給に必要な経費 (昭和26年度)	858 (840)	823 (802)	819	文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し、特に功績顕著な者に年金を支給し、これを顕彰するもの。	1	0355	人事課
舞台芸術創造力向上・発信プラン (平成22年度)	4,712 (4,680)	3,294 (3,287)	3,660	トップレベルの芸術団体の創造発信を支援することにより、我が国の舞台芸術水準の飛躍的向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を醸成し、「文化芸術立国」の推進に資する。	1-①、 ④	0356	芸術文化課
芸術祭・芸術選奨 (昭和21年度)	337 (319)	341 (325)	328	優れた成果を上げた公演・芸術家等を顕彰するとともに、優れた舞台芸術の主催公演を実施することで芸術活動の奨励と振興に資する。	1~2	0357	芸術文化課
国民文化祭 (昭和61年度)	242 (225)	255 (242)	243	国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場を提供し、顕彰等を実施することにより、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促し、合わせて地方文化の発展に寄与する。	4	0358	芸術文化課
全国高等学校総合文化祭 (昭和52年度)	77 (71)	77 (77)	83	全国の都道府県から高等学校の生徒による文化部活動の発表の場を提供し、顕彰等を実施することにより、創造活動の向上を図るとともに、相互の交流を深め文化部活動の発展に寄与する。	3	0359	芸術文化課
日本映画の創造・交流・発信 (平成15年度)	807 (714)	806 (770)	690	映画製作活動の推進、優れた文化記録映画作品及び映画界で顕著な業績を上げた者の顕彰、海外展開への支援等を行うことにより、日本映画の創造活動の活性化を図るとともに、国内外における日本映画の流通を促進することにより、芸術文化の振興に資する。	1-③、 ⑤	0360	芸術文化課
若手映画作家等の育成 (平成16年度)	171 (170)	171 (170)	161	日本映画を振興するため、映画製作や実践的な実習等を通じ、我が国の映画界を担う新たな人材を育成する。	1-③、 ⑤ 2-① ~③	0361	芸術文化課
メディア芸術の創造・発信 (平成9年度)	870 (879)	834 (834)	757	我が国のメディア芸術を一層振興するため、発信、情報収集、展示、創作活動の推進といった創造・発信の充実を図る。	1-②	0362	芸術文化課
メディア芸術の人材育成 (平成22年度)	272 (264)	267 (265)	232	メディア芸術を支える優れたクリエイター等の人材育成の充実を図ることにより、我が国メディア芸術の国際的評価の維持・向上を進め、世界中の愛好者の一層の拡大に寄与する。	1-② 2-① ~③	0363	芸術文化課
新進芸術家等の人材育成 (平成14年度)	5,765 (5,660)	6,827 (6,726)	6,953	若手クリエイターや新進芸術家、創造性豊かな子供の育成など、クールジャパン戦略の推進や、未来への先行投資による「強い人材」の実現を図り、文化芸術による創造的な産業育成と新たな雇用の創出を通じて、元気な日本を復活させる。 (新進芸術家の海外研修、大学を活用した文化芸術推進事業を本年度から本項目に統合。24、25年度の予算額については上記両事業の額を含む。)	2-① ~③ 3-① ~③	0364	芸術文化課
日本芸術院会員年金の支給等に必要な経費 (昭和16年度)	315 (303)	314 (294)	353	・日本芸術院は院長1名と会員120名以内で組織され、美術、文芸、音楽・演劇・舞踊の3部で構成される。 ・会員には各部の選挙で過半数を得た者が推薦され、総会の承認を経た後、文部科学大臣より任命される。	1	0365	芸術文化課

				・会員は終身とし、予算の範囲内で年金が支給される。			
地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ (平成 24 年度)	2,441 (1,679)	2,852 (2,693)	2,522	文化芸術振興基本法では、地方公共団体の責務(第4条)地方公共団体の施策(第35条)など地方で積極的な取組を推進するように規定されている。このため、地方公共団体(都道府県、市区町村)における文化振興のための条例制定を促進するとともに、地域の文化芸術活動の創造発信を支援し、地域が主体となった文化の振興を図るものである。	4-②、 ④	0370	芸術文化課
劇場・音楽堂等活性化事業 (平成 25 年度)	—	2,963 (2,703)	3,003	我が国の劇場・音楽堂等が行う創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業等を総合的に支援することにより、劇場・音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する。	4-①、 ③	0371	芸術文化課
日本芸術院会館施設整備 (平成 24 年度)	2 (2)	270 (267)	444	日本芸術院の既設収蔵庫の増改築を行い、所蔵する質の高い美術品を適切な環境で管理できる体制を整える。	1	0446	芸術文化課

(参考) 関連する独立行政法人の事業

事業名 (開始年度)	予算額計 (執行額)		当初 予算額	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
	24年度	25年度	26年度				
独立行政法人国立美術館運営費交付金に必要な経費 (平成 13 年度)	7,701 (7,701)	7,546 (7,546)	7,460	独立行政法人国立美術館は、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館を設置し、それぞれの美術館の理念、目的に基づいた調査結果や研究成果を基に、多様な鑑賞機会の提供としての展示事業や教育普及・研修事業、美術(映画を含む。)に関する作品その他の資料の収集・保管・修理等の事業を有機的・体系的に行う。	1	0366	長官官房 政策課
独立行政法人国立美術館施設整備に必要な経費 (平成 13 年度)	5,347 (5,318)	5,548 (5,530)	3,596	独立行政法人国立美術館が設置する美術館の狭隘(きょうあい)・老朽化等への対応のために必要な施設整備の実施及び敷地の購入を行う。	1	0367	長官官房 政策課
独立行政法人日本芸術文化振興会運営費交付金に必要な経費 (平成 15 年度)	9,874 (9,874)	9,433 (9,433)	9,434	独立行政法人日本芸術文化振興会は、我が国の文化芸術活動への援助に関する中核的拠点として、文化芸術活動に対する助成金の交付等に取り組むとともに、劇場施設(伝統芸能の公開又は現代舞台芸術の公演のための施設をいう。)を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等を図り、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を実施するほか、これらに関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用を行う。	1、4	0368	長官官房 政策課
独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備に必要な経費 (平成 15 年度)	114 (112)	1,957 (1,671)	1,135	独立行政法人日本芸術文化振興会が設置する建物の老朽化や設備の経年劣化等への対応のために必要な施設整備を行う。	1、4	0369	長官官房 政策課

施策の予算額・執行額

(※政策評価調書に記載する予算額)

区分		24年度	25年度	26年度	27年度要求額
予算の状況 (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	41,016,108 ほか復興庁一括 計上分0	42,173,442 ほか復興庁一括 計上分0	41,481,554 ほか復興庁一括 計上分0	47,995,092 ほか復興庁一括 計上分0
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	1,545,111 ほか復興庁一括 計上分0	471,233 ほか復興庁一括 計上分0	0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0>	
	繰越し等	△2,633,523 ほか復興庁一括 計上分0	<△130,682> ほか復興庁一括 計上分0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	合計	39,927,696 ほか復興庁一括 計上分0	42,513,993 ほか復興庁一括 計上分0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	執行額 (千円)	38,852,162 ほか復興庁一括 計上分0	41,864,590 ほか復興庁一括 計上分0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

名称	年月日	関係部分抜粋
教育振興基本計画	平成25年6月14日閣議決定	<p>I 四つの基本的方向性に基づく方策</p> <p>1. 社会を生き抜く力の養成 基本施策2 豊かな心の育成 2-6 伝統・文化等に関する教育の推進 ・(略)また、小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体との連携・協力を図りつつ子供たちが一流の文化芸術に触れる機会の提供を推進するとともに、子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。(略)</p> <p>2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 基本施策14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供 14-3 スポーツ、文化芸術に秀でた人材の養成 ・ 新進芸術家に対する国内外での研修機会や成果を還元する機会の提供を充実するとともに、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材の養成に対し支援する。また、子供たちに一流の文化芸術に触れる機会を提供し、将来の芸術家や観客層の育成を図る。</p> <p>4. 絆(きずな)づくりと活力あるコミュニティの形成 基本施策20 絆(きずな)づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進 20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進 ・(略)さらに、地域コミュニティ形成の核となる、劇場、音楽堂等が行う活動への支援や、スポーツ基本計画に基づく地域のスポーツクラブの育成に取り組む。</p>

<p>経済財政運営と改革の基本方針</p>	<p>平成 25 年 6 月 14 日閣議決定</p>	<p>3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化 (1) 教育再生の推進と文化・スポーツの振興 (文化芸術・スポーツの振興) <u>文化芸術立国を目指し、国として、日本文化・価値の発信や文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子供の文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興する(略)。</u></p>
<p>日本再興戦略</p>	<p>平成 25 年 6 月 14 日閣議決定</p>	<p>○観光資源等のポテンシャルを生かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会 <u>コンテンツ、伝統文化や地域文化等の文化芸術、ヒト等を通じたトータルな日本ブランドを確立し、世界各地へと幅広く浸透させ、日本ブームを創出し、「日本」へと数多くの外国人をひきつけ、引き寄せる。</u></p> <p>・エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、文化観光、産業観光、スポーツツーリズム、医療と連携した観光、インフラツーリズム等我が国の豊富な観光資源を生かした新たなツーリズムの創出を促進する。</p> <p>○クールジャパンの推進 <u>伝統文化・地域文化など、日本の豊かな文化を背景としたコンテンツ、日本食・日本産酒類などの「日本の魅力」を効果的に発信し、産業育成や海外需要の取り込みに結実させるため、クールジャパンを国家戦略と位置付け、官民一体となって取組を強化する。</u></p> <p>・「クールジャパン推進会議」における提言等を踏まえ策定された「アクションプラン」に沿って、食、日本産酒類、ファッション、ものづくり、コンテンツ、伝統文化等の連携により、主要な国際会議・イベント等において「日本の魅力」を効果的に発信し、外国人の共感と参加を得て、クールジャパンを支える優れた「人財」の育成等を推進する。</p>
<p>知的財産政策に関する基本方針</p>	<p>平成 25 年 6 月 7 日閣議決定</p>	<p>(略) 政府は、<u>今後 10 年程度を見据えた知的財産政策について、以下の四つの柱を軸として展開する。また政府は四つの柱及びこれに沿った長期政策課題等を盛り込んだ知的財産政策ビジョン(平成 25 年 6 月 7 日知的財産戦略本部決定)に基づき知的財産に係る施策を実施していく(略)。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築 2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援 3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備 4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化
<p>知的財産政策ビジョン</p>	<p>平成 25 年 6 月 7 日知的財産戦略本部決定</p>	<p>(主要部分を抜粋) 第 4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化 ・海外市場で受け入れられるコンテンツの制作活動を通じた積極的な対外発信を進めるため、<u>国際共同製作などの国際的な創造発信活動を支援することでコンテンツの質の向上やノウハウの蓄積を図る。(経済産業省、文部科学省、総務省)</u></p> <p>・<u>クリエイターによる学校訪問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じて、子供の頃からメディア芸術を含む様々な文化芸術を体験することにより、子供たちの発想力やコミュニケーション能力を養い、将来のクリエイターの育成を図る。(文部科学省)</u></p> <p>・<u>若手クリエイターの育成に向けて、ものづくりを含むコンテンツ制作現場で創造・発信活動を進めている若手を対象とした表彰制度や、作品制作及び発表機会を提供する。(文部科学省)</u></p> <p>・<u>留学・海外研修や海外クリエイター・プロデューサーとの交流を通して、海外でのコンテンツ制作の技能・知識を習得させるとともに、国際的な感覚を身に付ける機会を設け、国際的に通用するクリエイター・プロデューサーを育成する。(文部科学省、経済産業省)</u></p>
<p>文化芸術の振興に関する基本的な方針(第 3 次)</p>	<p>平成 23 年 2 月 8 日閣議決定</p>	<p>第 2 文化芸術振興に関する重点施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点戦略 1 : 文化芸術活動に対する効果的な支援 ・重点戦略 2 : 文化芸術を創造し、支える人材の充実 ・重点戦略 3 : 子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>		
<p>—</p>		

<p>評価実施予定時期</p>	<p>平成 27 年度・平成 29 年度</p>
-----------------	--------------------------

主管課（課長名）	文化部 芸術文化課 （加藤 敬）
関係課（課長名）	—